

## 令和元年度新宿区外部評価委員会第1部会 第3回会議概要

### <開催日>

令和元年7月8日(月)

### <場所>

本庁舎3階 302会議室

### <出席者>

外部評価委員(5名)

星卓志、板本由恵、齋藤朗、野澤秀雄、藤川裕子

事務局(3名)

金子行政管理課長、池田主査、原田主任

### <説明者>

ごみ減量リサイクル課長、新宿清掃事務所長、建築指導課長

### <開会>

#### 【部会長】

おはようございます。

ただいまから令和元年度第3回新宿区外部評価委員会第1部会を開催します。

外部評価の実施に当たり、お手元の次第のとおりヒアリングを実施します。

本日は環境清掃部、都市計画部の皆様に出席いただいています。外部評価委員会は、テーマごとに委員会を三つの部会に分けており、この第1部会のテーマは「まちづくり、環境、みどり」です。私は、外部評価委員会第1部会長の星です。部会の委員は、板本委員、齋藤委員、野澤委員、藤川委員です。

個別施策Ⅲ-9「資源循環型社会の構築」について、個別施策を構成する個々の計画事業と経常事業を中心に2時間程度ヒアリングを行います。

はじめの20分程度で計画事業84「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」、経常事業は主な事業を、評価や取組内容、取組方針など内部評価シートの内容と、令和元年度の進捗状況もあわせてご説明いただきます。

その後、残りの時間で各委員からの質問を行います。質問が終了しなかった場合などは、追加で文書による質問をさせていただく場合もあります。

それでは、説明をお願いします。

<事業説明>

計画事業84「ごみ発生抑制を基本とするごみの減量とリサイクルの推進」

(説明者：ごみ減量リサイクル課長)

経常事業514「ごみの発生抑制に向けた普及啓発」(説明者：新宿清掃事務所長)

経常事業515「一般廃棄物の収集運搬業務」(説明者：新宿清掃事務所長)

**【部会長】**

ありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。まず、第1回新宿区外部評価委員会第1部会において質問事項として取り上げた内容について、事前にお知らせしていると思いますので、説明いただければと思います。

**【新宿清掃事務所長】**

最初に、ごみの出し方について、個人に対する周知や指導を行っていないのか。アパートなどのごみ置き場の管理方法についても配慮してほしいというご意見についてです。

区としても、ごみ集積所を管理している方に対してのお願いや荒れているごみ集積所の指導については、非常に大事な取組であると位置付けをしています。現在、収集作業は、管轄を新宿清掃事務所、新宿東清掃センター、歌舞伎町清掃センターと三つのエリアに分けており、3センターごとに8人のふれあい指導班を配置しています。何かあった際の指導など、収集業務とは違うサイクルで対応できる職員として配置していますので、ごみ集積所における困りごとなどお手伝いできることがあれば、ふれあい指導班が話を聞き、協力をしながら、適正なごみの排出につなげるよう努めているところです。

アパートのごみ置き場の管理方法については、アパートの管理人がどのような体制で取り組んでいるかということに大きく影響を受けるものです。区としても、管理会社や委託業者にコンタクトを取り、時間をかけながら管理方法等について検討を進めています。地域の方が気持ち良くごみ置き場を利用できるよう、連携を密に取りながら取り組んでいるところです。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

次に、区民一人1日当たりの区収集ごみ量の目標を2027年度に484gとしているが、実際に一年一年どのような取組を進めていくのか、という質問についてです。

こちらについては、一つ一つの事業の中で、区民の方にいろいろな取組の協力をお願いしながら進めていくということになります。それぞれの事業の実施により、ごみ量がどれだけ減ったのかという成果は、なかなか見えにくいのですが、総合的な成果として、年々のごみ処理量が減量しているということがありますので、区として更に取組を進めていくということが一つあると考えています。

また、ごみの発生抑制についての取組は、現在啓発が中心になっていますが、今後は具体的な取組の実施を検討しています。例えば、食品ロスの削減の問題や廃プラスチック削減の問題については、国においても非常に重要な課題として捉えており、これから具体的な方針や計画

が国から示されることになると思います。区としては、国から示された方針等に対して、適時、効果的・効率的に事業化を進めていきたいと考えているところです。

**【新宿清掃事務所長】**

次に、ごみの削減とリサイクル活動の関係についての質問です。区として、集団回収への参加を呼び掛けています。集団回収は、町会・自治会、マンションの管理組合等を単位として、10世帯以上で一つのグループをつくっていただき、それぞれの団体に独自に回収業者を選び、契約をしていただく自主的なリサイクル活動です。

集団回収の登録団体数は、平成30年度は560団体となっており、平成25年度は446団体でしたので順調に団体数は伸びています。しかし、資源が軽量化していることや新聞や雑誌を読まない人が増え、紙の排出が少なくなっていることにより、これまでよりも集団回収の実績が上がらないという状況があります。そのため、集団回収に参加していただくインセンティブとして、作業支援用具等の支給・貸与や回収実績1kgにつき6円の報奨金を支給する制度も実施しているところです。また、このような集団回収の取組を町会・自治会の活動に役立てていただくことで、コミュニティの一つにつながっていくのではないかと期待も持っています。団体で集団回収に取り組むことにより、リサイクルに対する意識も強くなっていくと考えていますので、区としても力を入れて支援をしている事業です。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

次に、リサイクルに回すだけではごみの発生抑制につながらないのではないかとこの質問についてです。この点については、ご指摘のとおりです。リサイクルは、最後の手段であるため、やはりごみの排出を抑制することが非常に重要です。無駄なものを買わない、無駄なものをつくらない、ごみになるものは買わないなど、リデュースということが根幹になる考え方であると区としても認識しています。

次に、3R推進協議会の今後の方向性についての質問です。これまでは、どのようにしてリサイクルできるのか、捨てるものを再利用できないかという視点で取組が行われていましたが、やはり、原点に戻り、無駄なものを買わない、無駄なものをもらわないという取組を進めているところです。これは、食品ロス削減や、廃プラスチック削減についても同様の考え方です。

毎年10月に実施している新宿駅西口のイベント事業について、令和元年度は、ごみ減量の根幹であるリデュースの考え方にに基づき、食品ロス削減への取組、廃プラスチック削減への取組に対して、関係事業者、区民、行政の三者で議論を進め、どのようなイベントを打ち出せるか検討を進めています。

次に、食品ロス削減協力店を見かけたことがないが、どの程度普及しているのかという質問についてです。新宿区内には、飲食店が約2,500店舗あり、食品ロス削減協力店に登録いただいている店舗が34店舗という状況ですので、取組については一層進めていかなければならないと考えています。今後、更にいろいろな関連団体等に周知していきたいと思っております。

次に、エコポイントは限られた場所のみで受付をしているが、もう少し増やすことはできないかという質問についてです。区としても、利便性向上のため窓口を増やしたいという思いは

ありますが、エコポイントについては、レシートを一枚一枚確認しながら、ポイントに結びつけていく作業が必要になります。一度に50枚、100枚というレシートを持ってくる方も少なくありませんので、現状では、環境清掃部以外の窓口での受付は難しいと考えています。また、令和元年度より、これまでの紙のカードだけではなく、ICカードと連携し電子データで記録を残す取組も始めています。より一層の取組を進めていきたいと思えます。

次に、経常事業509「清掃協力会の活動支援」について、清掃協力会に参加している方が固定化しており、新しい人への普及啓発が必要ではないかという質問です。清掃協力会は、清掃事業、リサイクル、環境問題等のごみ発生抑制の取組などにご協力いただける方に登録をさせていただき地域の自主運営組織です。清掃協力会のメンバーが固定化しているということは、ご指摘のとおりです。そのため、清掃協力会の意義や活動内容について様々な機会を通して周知することにより、参加者の裾野を広げていく努力が必要だと考えています。

次に、経常事業511「一般廃棄物処理業の許可事務等」について、許可申請件数が新規1件となっているのはなぜなのかという質問です。平成27年の最高裁判決において、一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業の許可に関しては、業務水準を保つため行政がその状況をきちんと把握する必要があるという判決が出ています。具体的には、むやみに新規登録を受け付けることで不適切なごみ処理や不法投棄が起きないようにする、また、従事職員の適正な賃金確保のため一般廃棄物及び産業廃棄物の処理業の許可を行政がコントロールする必要があるという内容の判決が出ています。そのため、区としても、新規登録については、基本的には現状維持とし、廃業した場合にはその補充という形で進めています。最高裁判決に基づく取組の状況ですので、23区に限らず、全国的に同じような状況であると認識しています。

**【部会長】**

丁寧なご回答ありがとうございました。

それでは、質問に入りたいと思います。委員の皆様、お願いします。

**【委員】**

基本的な質問ですが、事業系のごみとは何を指すのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

事業系のごみは、基本的に、お金もうけをするときに出るごみと理解いただければ良いと思います。商売をすることにより出るごみを事業系のごみと言います。

事業系のごみの中には、一般廃棄物と産業廃棄物が含まれます。産業廃棄物は、油やプラスチック、紙、木くず等、項目が法律で定められています。それ以外のごみが一般廃棄物となります。

**【委員】**

大きな分類としては、事業系のごみと一般家庭のごみということになるのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

そのとおりです。まず、家庭系のごみと事業系のごみの二つに分かれます。さらに、事業系のごみは一般廃棄物と産業廃棄物に分かれます。家庭系のごみは全て一般廃棄物です。

**【部会長】**

区民一人1日当たりのごみ量が、平成30年度で560gとなっていますが、他の自治体の状況と比べてどのような水準にあるのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

23区内でいうと、中位よりも少し良いぐらいです。区によっては700g強の実績となっていますので、そのような区に比べると少ないという状況です。

**【部会長】**

この点について、事業者が多い、一般家庭の住民が多いなどの都市の特性と関係があると考えますか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

雑駁な分析にはなりますが、例えば、世帯の構成人員を見ると、新宿区は1世帯当たり約1.8人で構成されていますが、区によっては4人を超えているところもありますので、このような世帯人員とごみ量は少なからず関係があると考えます。家庭から出るごみの種類は、世代によって大きく違ってきますので、世代が異なる人たちが多くいほど、ごみの種類が増え、それぞれのごみの重量が増えることとなります。

また、粗大ごみについては、区によってかなり状況が異なりますので、その点も関係しているのではないかと思います。しかし、きちんとした根拠があるものではありませんので、まずは、新宿区においてしっかりと取組を進めていくことが重要であると考えています。

**【部会長】**

地方の都市と比べてどうなのでしょう。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

政令指定都市においては、一人1日当たりのごみ量が1kgを超えている都市はありませんので、23区とおおむね同じ水準です。

しかし、金属・陶器・ガラスごみから資源を回収する作業については、例えば、不燃ごみの中で一番重い陶器や磁器については、陶器・磁器の原料の再生プラントに送り、陶器・磁器の原料として粘土まで戻すというところまで取り組んでいる自治体もあります。このように各自自治体の取組状況によって、ごみ量の水準にもかなり違いが出ている状況です。

**【委員】**

区民一人1日当たりのごみ量が減少しており、成果を上げているということは分かりました。例えば、地域ごとのごみの減少量などは分析しているのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

結論から申し上げますと、地域ごとにごみの重量を測るということはしていません。

ごみ収集については、特別出張所のエリアをまたいで収集も行っています。ごみ収集車1台当たりが収集したごみの重量は、清掃工場に入った段階で把握できますが、その収集車がどのルートを通ってきたかというところまで分析するということになる、少し難しい部分があります。

**【委員】**

ごみ集積所の管理についても、いろいろと指導していただいているということですが、資源回収の日には、新聞紙、ビン、缶などを無断で持って行ってしまう業者もいます。そのような持ち去り対しての対応はどのようにしているのでしょうか。

**【新宿清掃事務所長】**

主に行政回収の日に、地域の皆様が一生懸命集めていただいた資源を持って行ってしまう業者がいるという話は伺っています。新宿区は、持ち去り禁止の条例がありませんので、このような実態を把握した際には、ふれあい指導班が注意して見回るようしている状況です。

**【委員】**

ごみ集積所は、何か所ぐらいあるのでしょうか。

**【新宿清掃事務所長】**

区内に約24,000か所あります。

**【委員】**

今後、高齢化がさらに進み、独居老人の世帯が増えると、個人でごみを出すこともできなくなってしまふ恐れがあります。そのような点については、何か対策をしているのでしょうか。

**【新宿清掃事務所長】**

主に介護の現場から、ヘルパーやケアマネジャーを通じて相談をいただくことも非常に多くあります。ごみ出しが難しい場合は、訪問収集を実施しており、まず、玄関の前までごみを出していただいて、それを区が収集します。このような世帯は、年々増加傾向にあります。

また、このような対応をする場合には、あらかじめ緊急連絡先を聞き、続けてごみ出しがないときはケアマネジャーやヘルパーに連絡するという仕組みになっていますので、福祉部門とも連携しながら取り組んでいるところです。

**【委員】**

計画事業評価シートに「金属・陶器・ガラスごみからの資源回収業務の委託化により、資源回収量は平成29年度の184.5 t から、平成30年度は326.8 t となり、142.3 t 増加しました。」と記載があります。令和元年度についても、同様の回収量を想定しているのでしょうか。

**【新宿清掃事務所長】**

同じような回収量で推移するのではないかと考えています。

例えば、小型電子機器については、現在も回収ボックス等で回収を行っておりますが、ピックアップによる資源回収については、マイコン内蔵のものなども回収しますので、質量は大きくなっています。

資源自体が小さく、薄く軽量化していますので、資源の全体量が増えるということはないと思います。しかし、その中でピックアップする資源量は一定の割合で推移するのではないかと考えています。

**【委員】**

ピックアップによる資源回収業務は、どのように行っているのですか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

これまでは、職員が2名体制で一つ一つのごみ袋を開け、その中からスプレー缶や家庭用の携帯ボンベ等の危険物を取り除き、その後、資源となるものを回収していました。第一に、火災などにつながるような危険物を抜き、それから資源回収という形になりますので、人数や時間的な制限もあり、全ての資源を抜くことは難しい状況でした。

このような状況から、平成30年度からの資源回収業務の委託化により、従事する人数を5人にしました。その結果、危険物を抜くという作業もしっかりと行った上で、目立つ資源もきちんとピックアップできるようになりました。また、新たに小型電子機器、携帯電話、ゲーム機器、電子レコーダー等も可能な限り抜き取るようにしています。

**【委員】**

全て人の手で行っているのですか。

**【新宿清掃事務所長】**

その通りです。

収集の単位がとても細かいため、収集してきた家庭ごみの袋を開けて資源を抜くという作業は、やはり人の手でないと難しいと思います。

**【委員】**

不燃ごみから資源を回収する作業はどこで行っているのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

新宿清掃事務所と新宿中継・資源センターで行っています。

**【委員】**

コストの面から考えれば、ここまでの手間をかけて資源回収をしなくても良いのではないかという考えもあると思いますが、どのような観点に基づいて、ごみの減量を推進していこうと考えているのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

区としては、基本的には、排出者ができる限り分別をしていく手元分別が第一であると考えています。やむを得ず、燃えないごみに入ってしまった資源について、区が抜き取りにより資源化をしていきます。不燃ごみで出すのか、資源として出すのか、どのような出し方をすれば良いのかということが分かりにくく、区民に十分に周知できていないということもあります。そのため、区として、ごみの出し方について更に積極的に周知していく必要があると考えています。

また、現在、約24,000か所のごみ集積所がありますが、箇所数を単に増やしていくのではなく、できるだけ区民にとって利便性を伴うようなごみ集積所を確保していくことも重要であると思っています。

ごみの減量やリサイクルの推進に当たっては、それらの取組によってどのようなメリットがあるのかということをお知らせしていくことが大事であると考えます。経済的なメリットだけでなく、ごみが環境に与える影響、多少の費用が掛かったとしてもごみの減量が世界的な義務

となっている状況等、様々な視点から総合的に判断しながら事業を進めていきたいと思っております。その中で、できるだけいろいろな方法で、ごみの減量やリサイクルの経過、コスト等を区民に分かりやすくお知らせする、見える化することが、今後、更に重要になってくると考えています。

**【部会長】**

手元分別をどれだけ普及させるかということが大きな課題ということですね。  
ありがとうございます。

**【委員】**

資源回収作業には、火災等の危険も伴うのではないかと思います。ごみの収集における年間の事故件数はどれくらいあるのでしょうか。

**【新宿清掃事務所長】**

火災についてですが、廃ライターやガススプレー等の火災の原因となるようなものについては、必ず抜くこととしています。先程の資源回収作業についても、もともとは火災の原因物質を抜き取る火災予防ということを目的として開始しています。その作業の中に、小型電子機器等の品目も追加し、現在のような資源回収の方法を実施しているところとご理解いただければと思います。そのため、火災による事故は非常に減少しており、平成30年度は年間3件にとどまっている状況です。

公務災害については、残念ながら少なからず発生している状況です。平成29年度は、公務災害で休業を伴うものは0件、非休業は1件、その他で3件となっています。作業に当たっては、毎朝ミーティングを実施し、必ずチームで作業を行い、安全運転、安定作業に努めています。

**【部会長】**

収集の段階では火災原因物質も入っているということですね。

**【新宿清掃事務所長】**

その通りです。もちろん、分けて出していただくのが大前提ではありますが、不燃ごみに関してはプレス車でごみを潰す作業で破裂が起きないように、軽自動車のダンプ等でごみを潰さずに収集しています。

**【部会長】**

収集の段階では、火災の危険性はあまりないということですね。

**【委員】**

新宿エコ自慢ポイントは、ポイントを貯めるとどのようなことがあるのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

新宿エコ自慢ポイントは、レジ袋の辞退や家庭での節電に心掛けるなど、エコな行動をしていただくことでポイントが貯まる仕組みとなっています。一定程度ポイントを貯めると、景品と交換することができます。このような活動を通して、環境問題に関心を持っていただき、エコな活動を広げていくことを目的としています。

**【委員】**

新宿エコ自慢ポイントについては、ポイントに応じて交換できる景品がいろいろありますが、プラスチック製品が圧倒的に多いのではないかと思います。景品を選定する際にも、自然素材の景品にするなど、エコについて考えていただければと思います。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

景品を選定する際には、そのような心構えや意識を持つよう職員にもしっかりと伝えてたいと思います。

**【委員】**

よろしくをお願いします。

**【委員】**

新宿区食品ロス削減協力店に登録している店舗が、現在34店とのことですが、登録することで、店舗にはどのようなメリットがあるのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

登録いただいた店舗については、区ホームページに掲載させていただき、食品ロス削減について高いアンテナを張って取り組んでおり、区の事業に対してご協力いただいていることを周知しているところです。それ以上の取組は、今のところまだできていないというのが現状です。

**【部会長】**

食品ロスの関連で伺いますが、立食パーティーなどで余った料理が、食品ロスにおける相当の割合を占めると聞いたことがあります。余った料理を持ち帰ることは、衛生上の問題でできない場合が多いと思いますが、このような持ち帰りについては、食品衛生法等の関係で難しいのでしょうか

**【ごみ減量リサイクル課長】**

食品衛生法に基づくと、店舗側が客の料理の持ち帰りを積極的に進める、または積極的に推進するということは認めがたいです。なぜかというと、例えば、持ち帰った料理を1週間後に食べて食中毒が発生したとしても、店舗側の責任になってしまうからです。

**【部会長】**

では、料理の持ち帰りを希望する方への積極的な対応については、行政として推進していくことは難しいということですか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

環境部門では食品ロスの観点から推進したいところですが、衛生部門としては推進は難しいという考えです。

食品ロス削減推進法の中で、まず、国が基本方針を策定し、それに基づいて都道府県や市区町村において食品ロス削減計画を策定していきます。その中で、自己責任における持ち帰りの推奨など盛り込むことを軸として、検討会で文言などを整理すると聞いているところです。

**【部会長】**

食品ロス削減推進法の中では、食品衛生法との何らかのやりとりはできないということですね。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

原則として先法優先となるため、食品衛生法が優先されます。その中で、どこまで食品ロス削減推進法の趣旨を実現化していくかということ国において検討を進めていると聞いています。

また、食品ロス削減推進法の所管官庁は、環境省ではなく消費者庁です。そのため、出口側の話ではなくて、入り口側の話で法律をつくっているということになります。

**【部会長】**

ありがとうございます。

資源の行政回収は、現在も行っているのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

現在も行っています。以前は、拠点回収という形でビン、缶、ペットボトルなどをコンテナに入れていただいて回収していましたが、現在は、各家庭で種類別に袋に入れて集積所に出していただく形で行政回収を実施しています。

**【委員】**

収集方法の変更で、資源を種類別に分けるためにレジ袋が必要になってしまい、レジ袋削減という取組に逆行しているのではないかという意見もあります。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

事業開始の段階から、そのようなご意見もいただいています。区としても、種類ごとに分けるためにビニール袋を使うことが、必ずしも良いという認識はしていません。

しかし、この回収方法によって、これまで燃えないごみの中に入れてしまっていた資源が、かなり手元分別によって分けられたという実績があります。また、高齢世帯や転入者の方がごみの分別方法が分からない場合に、直接お話できるということもあります。

現在のビニール袋で分ける方法については、改善すべきところもあると考えています。廃プラスチックの中で、ペットボトルとレジ袋が大きな割合を占めているということは認識していますので、これらの廃プラスチックをどのようにして減らしていくかということは、大きな課題であると考えています。今後、どのように取り組んでいくかについては、区としてもしっかり考えていかなければいけないと思っています。

**【部会長】**

私は、札幌に住んでいたのですが、札幌市はビン、缶、ペットボトルを全てまとめて回収します。まずは、1か所で全て集めて、それを分別してリサイクルに回すという形かと思うのですが、そのような取組は検討しないのでしょうか。

**【ごみ減量リサイクル課長】**

札幌市の取組は、クリーンセンターに資源を集めた後、破袋行為、袋をあける行為を行いビン、缶、ペットボトルを分別する、さらに、収集のために使用した袋はプラスチックごみとしてリサイクルしていくような方法かと思います。

23区については、資源などを分けるための場所の確保が一番の問題となっています。加えて、

23区それぞれの区が取組が異なりますので、その点も大きな課題となっています。

**【部会長】**

ありがとうございます。

時間になりましたので、本日のヒアリングは以上で終わりたいと思います。

(所管課 退席)

**【部会長】**

では、本日の振り返り、整理をしたいと思います。

ヒアリングを受けて、ご意見、ご感想、追加の質問等があればお願いします。

私は、次回、ごみ収集の有料化への取組について質問したいと思います。

**【委員】**

経常事業522「建設リサイクル事務」について、「届出を基に、解体現場のパトロールを東京都環境局及び新宿労働基準監督署と連携して年に3回行い」と記載がありますが、年間約1,000件の届出に対して、3回のパトロールで実効性が担保できているのか疑問です。

また、予算現額が10万円程度しかないので、その内訳も確認できればと思います。

**【部会長】**

ほかにいかがでしょうか。

**【委員】**

集団回収を行っている団体に対して、実績に応じて1kgにつき6円の補助金を支給するとのことですが、どのくらいの実績があるのでしょうか。

**【部会長】**

区としてできるだけ集団回収を増やしたいという方針のようなので、補助金はインセンティブになるのだと思います。この取組により、どのくらい集団回収が普及しているのかということについても、あわせて質問しましょう。

**【委員】**

3R区民リーダーについて、どれくらいの人数なのか、具体的にどのような活動をしているのかということを知りたいと思います。

**【委員】**

所管課の説明の中で、区としてはリデュースやメーカー、デパート、食品企業等を巻き込んだ活動に力を入れたいとのことでしたが、その具体的な内容を確認できればと思います。

**【部会長】**

ほかになければ、以上で閉会としたいと思います。

よろしいでしょうか。

では、ありがとうございました。

<閉会>